

平成 29 年 3 月 29 日

八洲学園大学学則変更について

■変更理由

学則第 30 条において、成績評価は「科目修得試験、最終試験、学外実地研修及び卒業論文の成績は、優、良、可、不可の 4 種の標語で表わし、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。」と定められている。しかし、本学開講科目（シラバス）に記載された「評価方法」の実情は課題提出や出席状況と試験結果による総合評価が多く、学則の記載内容と整合性が図れていない。

また、以下の答申でも「多面的評価」を求められていることから、学則 30 条を変更するに至った次第である。

※大学審議会答申「21 世紀の大学像と今後の改革方策について」（1998 年）

「成績評価基準は各授業科目を担当する教員が授業の目的等に沿って適切に定めるべきものであり、学期末の試験のみでなく学生の授業への出席状況、宿題への対応状況、レポート等の提出状況等、日常の学生の授業への取組と成果を考慮して多元的な基準を設定することが望ましい。」（第 2 章 2）

※中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」（2008 年）においても多面的評価が求められている。（第 2 章第 2 節 4）。

■新旧比較対照表

新	旧
(成績評価) 第 30 条 成績評価は、優、良、可、不可の 4 種の標語で表わし、 優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。	(成績評価) 第 30 条 科目修得試験、最終試験、学外実地研修及び卒業論文の 成績は、優、良、可、不可の 4 種の標語で表わし、優、 良、可を合格とし、不可を不合格とする。

■変更時期

平成 29 年 4 月 1 日

以上